

議案第7号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第7号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例

平成19年2月1日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 広域連合長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第4条 広域連合長は、職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、半日勤務時間（前条第2項の規定により割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として、広域連合長が定める時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第5条 広域連合長は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 広域連合長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条か

ら第4条までに規定する勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条 広域連合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 広域連合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 広域連合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第10条 広域連合長は、祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項にお

いて「休日」と総称する。)であって、第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について職員に特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休暇等)

- 第11条 臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。